

## 一部繰上償還申出書

※ 支部受付欄

職員番号

貸付種別コード		貸付番号	
区分	未償還元金 (令和 年 月現在)	(※2、3) 一部繰上償還額	一部繰上償還後の償還方法 回数
毎月償還	円	円	※一回の償還額 円
ボーナス償還	円	円	円

※ 太枠内は、記入しないこと。

給料月額	円	借 受 中 の 貸 付 金 の 償 還 額	貸付種別	毎月償還	ボーナス償還
給料月額の $\frac{3}{10}$ に相当する額	円		一般貸付	円	円
給料月額の $\frac{6}{10}$ に相当する額	円		住宅貸付	円	円
一部繰上償還時の 償還猶予額	円		住宅災害貸付	円	円
			教育貸付	円	円
			災害貸付	円	円
			医療貸付	円	円
			結婚貸付	円	円
			葬祭貸付	円	円
			介護構造貸付	円	円
		合計	円	円	

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を

(○で囲む)

令和 年 2 ・ 8 月 (※4) に一部繰上償還し、繰上償還後の償還回数を上記のとおりとしたいので申し出ます。

なお、ボーナス償還に係る経過利息及び償還猶予額残 (※5) がある場合は、それを加えて償還します。

令和 年 月 日

公立学校共済組合高知支部長 様

所属所名 (TEL)

〒

申出者 現住所 (TEL)

職 名

氏 名

- (注意)
- ※印の欄 (太線内) は、記入しないこと。
  - 毎月償還のみの場合は、繰上償還できる金額は10万円以上、1円単位とする。
  - ボーナス併用償還の場合は、20万円以上、1円単位とする。ただし、その金額の2分の1以上 (ボーナス償還に係る未償還元利金をすべて償還する場合を除く。) をボーナス償還に係る未償還元利金の一部繰上償還に充当するものとする。
  - 申出期間は12/1~1/15 又は6/1~7/15 (必着)、繰上償還月は2月又は8月。
  - 育児休業等により償還猶予制度を利用した場合における、その償還猶予残額。
  - 直近の給与明細の写し (原本証明は不要) を添付すること。

# 記入例

様式第4-23号

## 一部繰上償還申出書

※支部受付欄

職員番号	123456
------	--------

貸付種別コード	31	貸付番号	29XXXXX	
区分	未償還元金 (令和4年8月現在)	(※2,3) 一部繰上償還額	一部繰上償還後の償還方法 回数	※一回の償還額
毎月償還	6,284,315円	1,000,000円	240	円
ボーナス償還	3,106,411円	1,500,000円	40	円

※太枠内は、記入しないこと。

給料月額	411,300円	借 受 中 の 貸 付 金 の 額	貸付種別	毎月償還	ボーナス償還
給料月額の $\frac{3}{10}$ に相当する額	123,390円		一般貸付	14,067円	0円
給料月額の $\frac{6}{10}$ に相当する額	246,780円		住宅貸付	28,864円	51,664円
一部繰上償還時の 償還猶予額	0円		住宅災害貸付	円	円
			教育貸付	円	円
		災害貸付	円	円	
		医療貸付	円	円	
		結婚貸付	円	円	
		葬祭貸付	円	円	
		介護構造貸付	円	円	
		合計	42,931円	51,664円	

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を  
(○で囲む)

令和  年 2 月  月 (※4) に一部繰上償還し、繰上償還後の償還  
回数を上記のとおりとしたいので申し出ます。

なお、ボーナス償還に係る経過利息及び償還猶予額残 (※5) がある場合は、そ  
れを加えて償還します。

令和 4 年 7 月 5 日

公立学校共済組合高知支部長 様

所属所名 〇〇市立〇〇小学校 (TEL) 088-XXX-XXXX  
〒780-0850

申出者 現住所 高知市丸の内1丁目 7-52 (TEL) 088-XXX-XXXX

職 名 教諭

氏 名 福利 太郎

- (注意)
- ※印の欄 (太線内) は、記入しないこと。
  - 毎月償還のみの場合は、繰上償還できる金額は10万円以上、1円単位とする。
  - ボーナス併用償還の場合は、20万円以上、1円単位とする。ただし、その金額の2分の1以上 (ボーナス償還に係る未償還元利金をすべて償還する場合を除く。) をボーナス償還に係る未償還元利金の一部繰上償還に充当するものとする。
  - 申出期間は12/1~1/15又は6/1~7/15 (必着)、繰上償還月は2月又は8月。
  - 育児休業等により償還猶予制度を利用した場合における、その償還猶予残額。
  - 直近の給与明細の写し (原本証明は不要) を添付すること。

(振込期限は、25日頃です。)

繰上月初旬、振込依頼書を所属所の本人宛に送付します。